平成25年9月の主な動き、取組

1 厳しい雇用失業情勢への対応(平成25年7月内容)

有効求人数	29, 110 人	対前年同月比	8.9%増	
有効求職者数	41, 232 人	対前年同月比	6.1%減	
有効求人倍率	0.76 倍	対前月	0. 02P 増	

- ・引き続き、各種支援事業、求職者支援制度、各種助成金などの活用による就職促進
- 引き続き、積極的な求人開拓の実施
- 若者、女性、障害者、高年齢者の就業実現

2 障害者就職面接会の開催

毎年 9 月の障害者雇用支援月間において障害者就職面接会を開催しておりますが、特に 平成 25 年 4 月より障害者の法定雇用率が引き上げられ、一層障害者の雇用を進める必要が あり今年度も県内 2 会場で開催します。

開催日時・場所

日 時	会場
9月26日 (木) 13:00 ~ 16:00	鹿児島サンロイヤルホテル
9月27日(金) 14:00 ~ 15:30	鹿屋商工会議所

3 平成25年における労働災害発生状況(7月末)

休業4日以上の死傷者数	799 人	対前年比	2.2%減少(前月末:0.9%減少)
死亡者数	3 人	対前年比	72.7%減少(前月末:70.0%減少)

- ・引き続き、第12次労働災害防止計画の周知啓発及び取組強化
- ・引き続き、第12次労働災害防止計画の重点業種に位置付けられている第三次産業(小売業・ 社会福祉施設・飲食店)、陸上貨物運送事業、建設業、製造業に対する個別指導等の実施

4 全国労働衛生週間の説明会の開催

本年の全国労働衛生週間(10月1日~7日)は、「健康管理 進める 広げる 職場から」をスローガンに進められ、9月1日~30日までの準備期間中に、県内20箇所で説明会が開催されます。

5 職場の健康診断実施強化月間の実施

労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断及び事後措置の実施を改めて徹底するため、本年度においては全国労働衛生週間準備期間に合わせて、9月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置づけ、健康診断の実施徹底等の事項について集中的・重点的な指導等を行うこととしています。

6 粉じん障害防止総合対策推進強化月間の実施

粉じん障害防止対策をより一層推進するため、全国労働衛生週間準備期間の9月を「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」として、粉じんの有害性及び粉じん障害防止対策等に関する関係者の意識高揚、自主的な粉じん障害防止対策実施の活性化を目的に、パトロールの実施等、当該期間中における各種行事の開催をお願いします。

7月の有効求人倍率は0.76倍で、 前月を0.02ポイント上回る

鹿児島県の7月の有効求人倍率(季節調整値)は0.76倍となり、前月(0.74倍)を0.02ポイント上回りました。

新規求人倍率(季節調整値)は 1.19 倍となり、前月(1.13 倍)を 0.06 ポイント上回りました。

新規求人数は前年同月に比べ 15.2% 増と 16 ヶ月連続の増加となりました。

産業別では、建設業(15.9%増)は7ヶ月連続の増加、製造業(11.8%増)は2ヶ月ぶりの増加、運輸業、郵便業(50.4%増)は2ヶ月ぶりの増加、卸売業、小売業(14.5%増)は7ヶ月連続の増加、宿泊業、飲食サービス業(3.2%増)は3ヶ月ぶりの増加、医療、福祉(16.5%増)は2ヶ月連続の増加、サービス業(12.0%増)は2ヶ月連続の増加となりました。

新規求職者数は前年同月に比べ 4.2%増と 9ヶ月ぶりの増加となりました。

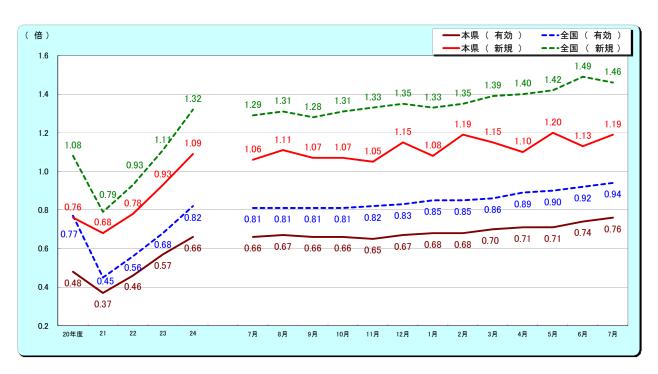
新規常用求職者について態様別に前年同月比でみると、在職求職者(10.8%増)は 2 ヶ月ぶりの増加、離職求職者(0.7%増)は 9ヶ月ぶりの増加、無業求職者(12.6%増)は 21ヶ月ぶりの増加となりました。

離職求職者の内訳では事業主都合離職者(1.8%増)は 5 ヶ月ぶりの増加、自己都合離職者(0.8%増)は 3 ヶ月ぶりの増加となりました。

政府の8月の月例経済報告では、景気の基調判断を、「景気は、着実に持ち直しており、自律的回復に向けた動きもみられる。」として据え置きました。また、雇用情勢については、「改善している。」として2ヶ月ぶりに上方修正しました。

鹿児島県の雇用情勢は、有効求人倍率(季節調整値)の改善傾向は続いているものの、新規求職者の増加もみられることから、今後の動きには注視が必要と思われます。

鹿児島労働局では、現下の雇用情勢に適切に対応するため、若者・女性・障害者・高年齢者の就業実現、地域の実情を踏まえた公共職業訓練や求職者支援訓練の推進、就職困難者等すべての求職者の就労に向けた重層的なセーフティネットの構築による就労・生活支援対策に積極的に取り組み、今後とも一層効果的な行政の展開に努めてまいります。



県内の各ハローワークは、障害者の雇用の促進のため、日ごろから 障害者に職業相談、模擬面接、職業紹介等の支援を行っています。

一方、平成25年4月より障害者の法定雇用率が引上げられ、より 一層の障害者の雇用を進める必要があります。

よって、9月の障害者雇用支援月間に、障害者雇用の機運を醸成し、 障害者の職業的自立、就業機会拡大を支援するための障害者就職面接 会を県内2会場で開催します。

面接会日程等は、次のとおりです。

日時	会場	主催ハローワーク	問合せ先
9月26日 (木) 13:00 ~ 16:00	鹿児島 サンロイヤルホテル	鹿児島	099(250)6071
9月27日(金)	· 市民帝工人学正	鹿屋	0994(42)4135
$14:00 \sim 15:30$	鹿屋商工会議所	大隅	099(482)1265

平成 25 年における労働災害発生状況

一 7月末 一

1 概況

死傷災害については、平成 25 年 7 月末現在、799 人で前年同期に比べて \triangle 18 人、2.2%減少(前月末値:0.9%減少)している。

死亡災害については、平成 25 年 7 末現在、3人で、前年同期に比べて△ 8人、72.7%減少(前月末値:70.0%減少)している。

重大災害については、平成25年7末現在、3件11人で、前年に比べて 2件6人増加している。

2 死傷災害の発生状況

(1) 業種別発生状況

- ア 第三次産業では、死傷者数は 287 人となっており、前年同期に比べ \triangle 24 人、7.72%減少(前月末値:11.7%減少)している。
- イ 第三次産業のうちの小売業では、死傷者数 86 人となっており、前年 同期に比べ 21 人、32.3%増加(前月末値:33.3%増加)している。
- ウ 第三次産業のうちの社会福祉施設では、死傷者数は 38 人となっており、前年同期に比べ \triangle 22 人、36.7%減少(前月末値:48.1%減少)している。
- エ 第三次産業のうちの飲食店では、死傷者数は19人となっており、前年同期に比べ5人、35.7%増加(前月末値:27.3%増加)している。
- オ 陸上貨物運送事業では、死傷者数は93人となっており、前年同期に 比べ11人、13.4%増加(前月末値:10.3%増加)している。
- カ 建設業では、死傷者数は142人となっており、前年同期に比べ9人、 6.8%増加(前月末値:14.0%増加)している。
- キ 製造業では、死傷者数は 165 人となっており、前年同期に比べ△18 人、9.8%減少(前月末値:4.0%減少)している。
- ク 林業では、死傷者数は 25 人となっており、前年同期に比べ△2人、7.41%減少(前月末値:4.2%減少)している。

(2) 事故の型別発生状況

ア 全産業において、事故の型別の死傷者数が最も多いのは、「墜落・転

- 落」で、190人(23.8%)となっている。以下、「転倒」の151人(18.9%)、「はさまれ・巻き込まれ」の106人(13.3%)、「動作の反動・無理な動作」の64人(8.0%)、「切れ・こすれ」の60人(7.5%)、「飛来・落下」の59人(7.4%)の順になっている。
- イ 第三次産業のうち小売業において、事故の型別の死傷者数が最も多いのは、「転倒」で、21 人(24.4%)となっている。以下、「墜落・転落」の13人(15.1%)、「切れ・こすれ」の11人(12.8%)、「交通事故」の9人(10.5%)、「飛来・落下」の6人(7.0%)と続いている。
- ウ 第三次産業のうちの社会福祉施設において、事故の型別の死傷者数 が最も多いのは、「動作の反動・無理な動作」の 10 人 (26.3%) となっている。以下、「転倒」の 11 人 (24.4%)、「墜落・転落」の 7 人 (18.4%) となっている。
- エ 第三次産業のうちの飲食店において、事故の型別の死傷者数が最も 多いのは、「転倒」で8人(42.1%)となっている。以下、「はさまれ・ 巻き込まれ」の3人(15.8%)、「高温・低温の物との接触」及び「激突」 が、それぞれ2人(10.5%)となっている。
- オ 陸上貨物運送事業において、事故の型別の死傷者数が最も多いのは、「墜落・転落」で 38 人 (40.9%) となっている。以下、「転倒」の 14 人 (15.1%)、「激突」の 8 人 (8.6%)、「動作の反動・無理な動作」の 7 人 (7.5%)、「飛来・落下」、「はさまれ・巻き込まれ」及び「交通事故」が、それぞれ 6 人 (6.5%) となっている。
- カ 建設業において、事故の型別の死傷者数が最も多いのは、「墜落・転落」で59人(41.5%)となっている。以下、「はさまれ・巻き込まれ」の15人(10.6%)、「飛来・落下」の12人(8.5%)、「転倒」の11人(7.7%)、「切れ・こすれ」の10人(7.0%)となっている。
- キ 製造業において、事故の型別の死傷者数が最も多いのは、「はさまれ・巻き込まれ」で 41 人 (24.8%) となっている。以下、「転倒」の 35 人 (21.2%)、「切れ・こすれ」の 22 人 (13.3%)、「墜落・転落」の 20 人 (12.1%)、「飛来・落下」の 15 人 (9.1%) となっている。
- ク 林業において、事故の型別の死傷者数が最も多いのは、「飛来・落下」 で6人(24.0%)となっている。以下、「激突され」の5人(20.0%)、 「転倒」、「はさまれ・巻き込まれ」及び「切れ・こすれ」が、それぞれ 3人(12.0%)となっている。
- 3 死亡災害の発生状況
- (1)業種別発生状況

- ア 建設業では、死亡者数は1人となっており、前年同期に比べ $\triangle 2$ 人、66.7%減少(前月末値:50.0%減少)している。
- イ 製造業では、死亡災害は発生していない。
- ウ 林業では、死亡者数は1人(4月末と同値)となっており、前年同期と比べ△2人、66.7%減少(前月末値:同)している。
- エ その他 (第三次産業等) では、水産業において死亡者数が1人となっている (前月末値:同)。

(2) 事故の型別発生状況(前月末値:同)

死亡災害の事故の型別発生状況は、林業において「飛来・落下」が、 水産業において「おぼれ」が、建設業において「崩壊・倒壊」が、それ ぞれ1人となっている。

4 重大災害の発生状況(前月末値:同)

食料品製造業において、換気装置の故障を原因とする急性一酸化炭素中毒 により隣室で作業をしていた労働者5名が被災している。

小売業において、交通事故により労働者3名が被災している。 建設業において、脚立からの墜落により労働者3名が被災している。

平成25年における死傷災害発生状況 (死亡災害及び休業4日以上の死傷災害)

	平成25年(1月~7月)		平成24年	(1月~7月)	対24年	比較			
3117	業		種	死傷者数(人)	構成比 (%)	死傷者数(人)	構成比 (%)	増減数(人)	増減率(%)
全	産	業	4PIP	799	100.0%	817	100.0%	-18	-2. 2%
Í	製	造	業	165	20. 7%	183	22. 4%	-18	-9.8%
Í	鉱		業	2	0.3%	2	0. 2%	0	0.0%
3	建	設	業	142	17.8%	133	16. 3%	9	6. 8%
ì	軍 輸	交 通	主業	100	12. 5%	85	10. 4%	15	17. 6%
1	貨物	取 扱	業	6	0.8%	8	1.0%	-2	-25.0%
J.	豊		業	23	2. 9%	23	2.8%	0	0.0%
7	林		業	25	3. 1%	27	3. 3%	-2	-7. 4%
ī	畜産・	• 水	産 業	49	6. 1%	45	5. 5%	4	8. 9%
	第三	次産	業	287	35. 9%	311	38. 1%	-24	-7. 7%
陸 運	上送	貨事	物業	93	11.6%	82	10.0%	11	13. 4%

- 1 労働者死傷病報告より作成したもの (注)

 - 1 万勝日元は初かれ日本 7 1 1 1 1 2 2 「一」は減少を示す。 3 「第三次産業」の内訳は、下表で別掲。 4 「陸上貨物運送事業」は、4-3及び5-1の小計。

平成25年における死傷災害発生状況 (死亡災害及び休業4日以上の死傷災害)

【第三次産業】

				平成25年	(1月~7月)	平成24年	(1月~7月)	対24年比較		
	業			種	死傷者数(人)	構成比(%)	死傷者数(人)	構成比 (%)	増減数(人)	増減率(%)
第	Ξ	次	産	業	287	100.0%	311	100.0%	-24	-7. 7%
	卸	売	Ē	業	21	7. 3%	23	7.4%	-2	-8. 7%
	小	売	Ē	業	86	30.0%	65	20. 9%	21	32. 3%
	医	療保	、健	業	29	10. 1%	36	11.6%	-7	-19. 4%
	社	会福	祉 施	設	38	13. 2%	60	19.3%	-22	-36. 7%
	旅	館	Ĭ	業	8	2.8%	13	4. 2%	-5	-38. 5%
	飲	食	1	店	19	6.6%	14	4. 5%	5	35. 7%
	清	掃	7	業	16	5. 6%	17	5. 5%	-1	-5. 9%
	そ	T))	他	70	24. 4%	83	26. 7%	-13	-15. 7%

- (注)
- 1 労働者死傷病報告より作成したもの 2 「一」は減少を示す。 3 「その他」は、教育・研究業等の合計値

平成25年における死亡災害発生状況

					平成25年(1	1月~7月)	平成24年(1	月~7月)	平成23年(1	月~7月)	対24	年比較	対23年	年比較
業				種	死亡者数(人)	構成比(%)	死亡者数(人)	構成比(%)	死亡者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)	増減数(人)	増減率(%)
全		産		業	3	100.0%	11	100.0%	11	100.0%	-8	-72.7%	-8	-72.7%
製		造		業		0.0%	2	18. 2%	3	27. 3%	-2	-100.0%	-3	-100.0%
鉱				業		0.0%		0. 0%		0.0%	0	0.0%	0	0.0%
建		設		業	1	33. 3%	3	27. 3%	3	27. 3%	-2	-66. 7%	-2	-66. 7%
運	輸	交	通	業		0.0%	1	9. 1%	1	9. 1%	-1	-100.0%	-1	-100.0%
貨	物	取	扱	業		0.0%	1	9. 1%		0.0%	-1	-100.0%	0	0.0%
農				業		0.0%	1	9. 1%		0.0%	-1	-100.0%	0	0.0%
林				業	1	33.3%	3	27.3%		0.0%	-2	-66. 7%	1	#DIV/0!
畜	産	• 水	、産	業	1	33.3%		0.0%	1	9.1%	1	#DIV/0!	0	0.0%
第	Ξ	次	産	業		0.0%		0. 0%	3	27. 3%	0	0.0%	-3	-100.0%
陸運	上 送		貨事	物業		0.0%	1	9. 1%	2	18. 2%	-1	-100.0%	-2	-100.0%

- (注) 1 労働者死傷病報告より作成したもの
 2 「一」は減少を示す。
 3 「第三次産業」の内訳は、下表で別掲。
 4 「陸上貨物運送事業」は、4-3及び5-1の小計。

平成25年における死亡災害発生状況

【第三次産業】

												177-0	VIII./K.
ĺ	平成25年(1		1月~7月)	平成24年(1月~7月)		平成23年(1月~7月)		対24年比較		対23年比較			
	業		種	死亡者数(人)	構成比(%)	死亡者数(人)	構成比(%)	死亡者数(人)	構成比(%)	増減数(人)	増減率(%)	増減数(人)	増減率(%)
	第三	次 産	業	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
	卸	売	業		#DIV/0!		#DIV/0!		0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	小	売	業		#DIV/0!		#DIV/0!	2	66. 7%	0	0.0%	-2	-100.0%
	そ	Ø	他		#DIV/0!		#DIV/0!	1	33. 3%	0	0.0%	-1	-100.0%

- (注)
 1
 労働者死傷病報告より作成したもの

 2
 「一」は減少を示す。

 3
 「その他」は、教育・研究業等の合計値

平成25年 業種別死傷災害発生状況 (7月末)

鹿児皀労働局

						牌	児島労働局
		平成25	年	平成24	年	増減数	汝
		死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
0	全産業	799	3	817	11	-18	-8
1	製造業	165		183	2	-18	-2
	1 食料品製造業	97		113		-16	
	4 木材・木製品製造業	10		10			
	9 窯業土石製品製造業	10		13	1	-3	-1
	11~12 金属製品製造業	7		8		-1	
	13~15 機械機具製造業	11		14		-3	
	上記以外の製造業	30		25	1	5	-1
2	鉱業	2		2			
3	建設業	142	1	133	3	9	-2
	1 土木工事業	54	1	66	2	-12	-1
	2 建築工事業	75		58	1	17	-1
	3 その他の建設業	13		9		4	
4	運輸交通業	100		85	1	15	-1
	1 鉄道・航空機業	3				3	
	2 道路旅客運送業	5		4		1	
	3 道路貨物運送業	92		80	1	12	-1
	4 その他の運輸交通業			1		-1	
5	貨物取扱業	6		8	1	-2	-1
	1 陸上貨物取扱業	1		2		-1	
	2 港湾運送業	5		6	1	-1	-1
6	農業	48	1	50	4	-2	-3
	1 農業	23		23	1		-1
	2 林業	25	1	27	3	-2	-2
7	畜産・水産業	49	1	45		4	1
8	商業	114		98		16	
	1 卸売業	21		23		-2	
	2 小売業	86		65		21	
	3 理美容業			1		-1	
	4 その他の商業	7		9		-2	
	金融・広告業	8		12		-4	
	通信業	8		8			
	教育・研究業	6		7		-1	
13	保健衛生業	68		96		-28	
	1 医療保健業	29		36		-7	
	2 社会福祉施設	38		60		-22	
	3 その他の保健衛生業	1				1	
14	接客娯楽業	40		50		-10	
	1 旅館業	8		13		-5	
	2 飲食店	19		14		5	
1	3 その他の接客娯楽業	13		23		-10	
上記	記以外の事業 10. 時子、冷地地	43		40		3	
	10 映画・演劇業	1				1	
	15 清掃・と畜業	16		17		-1	
	16 官公署			1		-1	
17-1-	17 その他の事業	26		22		4	
	:貨物運送事業 (4-3・5-1)	93		82	1	11	-1
	三次産業 (8~17) - 死傷者数は、半日末までに発生	287		311		-24	

① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したもの。 ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上の災害によるもので、死亡者を含みます。 ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。 ④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。

第64回全国労働衛生週間の説明会が9月6日から25日までの間、県内20箇所で開催されます

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、 労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促し て労働者の健康の確保をすることを目的に、昭和25年から実施して おり、本年で64回目です。

本年の全国労働衛生週間は、「健康管理 進める 広げる 職場から」をスローガンに進められ、9月1日から30日までを準備期間、10月1日から7日までを本週間として展開されます。

平成 25 年度の実施要綱は別添1のとおりであり、準備月間中に、全国労働衛生週間の説明会が労働基準監督署ごとに開催されます。 その日程は別添2のとおりです。

(労働基準部健康安全課)

平成 25 年度全国労働衛生週間実施要綱

1. 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和 25 年の第 1 回実施以来、今年で第 64 回を迎える。この間、 全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労 働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

我が国における業務上疾病の被災者は長期的には減少してきたものの近年は横ばいとなっており、昨年は 7,743 人と前年からわずかに減少した。一方、一般定期健康診断の結果何らかの所見を有する労働者の割合が平成 24 年は 52.7%とほぼ前年並みとなっているなど職場での健康リスクは依然として存在していることから、労働者の健康確保の観点から、健康診断の実施を徹底し、健診結果に基づく保健指導や事後措置を適切に実施していくことが重要となっている。

我が国の自殺者は平成 24 年は 15 年ぶりに 3 万人を下回ったが、約 2,500 人が勤務問題を原因・動機の一つとしていること、メンタルヘルス上の理由により休業又は退職する労働者がいること、精神障害等による労災認定件数が前年比約 1.5 倍となり過去最高を記録したこと等から、職場におけるメンタルヘルス対策の取組は依然として重要な課題となっている。

さらに昨年には、印刷事業場において化学物質を使用していた労働者に、高い頻度で胆管がんが発生していた事案が判明した。このような化学物質による健康障害等の防止のため、印刷事業場に限らず、化学物質を取り扱うすべての事業場において、安全データシート(SDS)等を通じて入手した危険有害性等の情報に基づくリスクアセスメントやばく露防止対策の実施等、職場における自律的な化学物質管理の徹底が改めて課題となっている。

また、平成25年度から平成29年度までの5か年を計画期間とする第12次労働災害防止計画がスタートしており、重点とする健康確保・職業性疾病対策として、メンタルヘルス対策、過重労働対策、化学物質による健康障害防止対策、腰痛・熱中症予防対策、受動喫煙防止対策を掲げ、具体的な数値目標を設定しているところであり、それらの対策の目標の達成をはじめとしたさらなる健康確保対策等の推進に向けて、事業者等が労働者の健康障害の防止、健康診断の結果に基づく措置の実施の促進等に着実に取り組み、健康を確保する必要がある。

このような観点から、今年度は、

「健康管理 進める 広げる 職場から」

をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

2. スローガン

「健康管理 進める 広げる 職場から」

3. 期間

10月1日から10月7日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間と する。

4. 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

5. 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働 災害防止協会、林業·木材製造業労働災害防止協会、鉱業労働災害防止協会

6. 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

7. 実施者

各事業場

8. 主唱者、協賛者の実施事項

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2)雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

9. 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼すること。

10. 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつ、次の事項を実施する。

なお、震災の影響で事業活動を縮小している事業場等においては、実施事項を絞る、震災により特に影響を受けた事項に重点を置いて点検をするなど自社の状況に応じた取組と

すること。また、準備期間中においては夏季の電力需給対策を踏まえて取り組むこと。

- (1) 全国労働衛生週間中に実施する事項
 - ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
 - イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
 - ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
 - エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓 練等の実施
 - オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他 労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

(2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行い、労働衛生水準の向上を 図る。

ア 健康管理の推進

労働者の健康確保の推進のため、健康診断及び事後措置の実施の徹底を図る必要があることから、労働衛生週間準備期間である9月を「職場の健康診断実施強化月間」として位置づけ、以下について重点的に取り組む。

- (ア)健康診断の実施、有所見者の健康保持に関する医師からの意見聴取及び健康診 断実施後の措置の徹底
- (イ) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- (ウ) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
- (エ) 小規模事業場における地域産業保健センターの活用
- イ 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進
- (ア) 事業者によるメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明
- (イ) 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
- (ウ) 4つのメンタルヘルスケア(セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保 健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア)の推進に関する教育研修・ 情報提供
- (エ) 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・ 早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
- (オ) 自殺予防週間 (9月10日~9月16日) 等をとらえた職場における自殺対策への 積極的な取組の実施

- ウ 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- (ア) 時間外・休日労働の削減及び年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の設定の 改善による仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
- (イ) 健康管理体制の整備、健康診断の実施等
- (ウ) 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等の実施
- (エ) 小規模事業場における面接指導実施に当たっての地域産業保健センターの活用
- エ 労働衛生管理体制の確立と労働安全衛生マネジメントシステムの確立を始めとした労働衛生管理活動の活性化
- (ア) 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
- (イ)総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制 の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化
- (ウ) 衛生委員会の開催とその活動の活性化
- (エ) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
- (オ) 現場管理者の職務権限の確立
- (カ) 労働衛生管理に関する規程の点検、整備・充実

オ 作業環境管理の推進

- (ア) 有機溶剤等の有害なガス、蒸気、粉じん、騒音等の有害要因に労働者がさらされる屋内外の作業場及び酸素欠乏危険場所における作業環境測定の実施とその結果の周知並びにその結果に基づく作業環境の改善
- (イ) 局所排気装置、除じん装置、排ガス処理装置、排液処理装置、遮へい設備等の 適正な設置及び稼働並びに検査及び点検の実施の徹底
- (ウ) 粉じん等健康障害のおそれのある物質を取り扱う作業場所の清掃及び清潔の保持の徹底
- (エ) 換気、採光、照明等の状態の点検及び改善

カ 作業管理の推進

- (ア) 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
- (イ) 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
- (ウ) 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底

キ 労働衛生教育の推進

- (ア) 雇入時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
- (イ) 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上

教育の実施

- ク 職場における受動喫煙防止対策の推進
- (ア) 職場の全面禁煙又は有効な喫煙室の設置による空間分煙等の受動喫煙防止対策 の推進
- (イ) 受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るための教育の実施
- (ウ)職場の受動喫煙防止対策に関する支援制度(労働衛生コンサルタント等の専門家による技術的な相談支援、たばこ煙の濃度等の測定機器の貸与、喫煙室の設置等に係る費用の助成)の活用

ケ 粉じん障害防止対策の徹底

第8次粉じん障害防止総合対策に基づく粉じん障害防止総合対策推進強化月間と しての次の事項を重点とした取組の推進

- (ア) アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策
- (イ) 金属等の研磨作業等に係る粉じん障害防止対策
- (ウ) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- (エ) 離職後の健康管理
- コ 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進 平成25年6月18日付け基発0618第1号にて改訂した新しい腰痛予防対策指針に係る以下の対策の推進。
- (ア)介護・看護作業における腰部に負担の少ない介助法の普及の推進
- (イ) 腰痛予防に関する労働衛生教育の実施
- (ウ) 作業標準の策定

サ 熱中症予防対策の徹底

- (ア)暑さ指数(WBGT値:湿球黒球温度)の活用、自覚症状の有無に関わらない水分・塩分の摂取、熱中症を考慮した労働衛生管理・労働衛生教育等の取組の推進
- (イ) 夏季の電力需給対策を受けた事務所・作業場の室内温度の設定を踏まえた熱中 症予防対策の推進
- シ 電離放射線障害防止対策の徹底
- ス 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底

- セ 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底
- ソ V D T 作業における労働衛生管理のためのガイドラインによる V D T 作業における労働衛生管理対策の推進
- タ 化学物質の管理の推進
- (ア) SDS及びラベルによる化学物質等の危険有害性等に関する情報の提供及び活用
- (イ) 化学物質による危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置の実施等 を始めとする自律的管理の推進
- (ウ)作業主任者の選任、人体に及ぼす影響・取扱い上の注意事項等の掲示、漏えい・ 発散防止等適切な管理の推進
- (エ) 化学物質によるばく露防止のための保護具の着用等の徹底
- (オ) 建設業、製造業における有機溶剤中毒の防止
- (カ) 建設業、製造業等における一酸化炭素中毒の防止
- (キ) ダイオキシン類による健康障害防止のための対策要綱に基づくダイオキシン類 ばく露防止措置の実施
- (ク) ナノマテリアルに対するばく露防止対策の徹底
- (ケ) 有機溶剤等化学物質を使用する事業場におけるばく露防止対策の徹底
- チ 石綿障害予防対策の徹底
- (ア) 建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底
- (イ) 吹き付け石綿の損傷等による石綿ばく露防止対策の徹底
- (ウ) 石綿製品の全面禁止の徹底
- (エ) 離職後の健康管理の推進
- ツ 酸素欠乏症等の防止対策の推進
- (ア) 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底
- (イ) 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底
- テ 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施のための体制の整備・充実
- ト 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
- ナ 職場におけるウイルス性肝炎に関する理解と取組の促進

- ニ 職場における HIV/エイズに関する理解と取組の促進
- ヌ 東日本大震災に伴う復旧工事における労働衛生対策の推進
- (ア) 建築物等の解体作業、がれき処理作業や津波で打ち上げられた船舶の解体における石綿ばく露防止対策、粉じんばく露防止対策、破傷風等感染防止対策等の徹底
- (イ) 東電福島第一原発における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底
- (ウ) 平成 24 年 8 月 10 日付け基発 0810 第 1 号に基づく東電福島第一原発における事故の教訓を踏まえた対応の徹底

第64回 全国労働衛生週間

10月1日~7日 (準備期間:9月1日~30日)

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを 目的に毎年実施しています。

10月1日~7日を本週間、9月1日~30日を準備期間として、各職場での安全衛生についての見回りやスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取組を展開します。

<スローガン>

健康管理 進める 広げる 職場から

平成25年度のスローガンは、近年、過重労働による健康障害やメンタルヘルスの不調などの健康問題が重要な課題となっていることから、労働者自身や管理監督者、産業保健スタッフが一丸となって健康管理を進め、労働者の心とからだの健康が確保された職場の実現を目指すことを表したものです。324点の応募作品の中から決定しました。

「全国労働衛生週間」に実施する事項

- 事業者、総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚、スローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故・緊急時の災害を想定した訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示、その他労働衛生の意識 高揚のための行事などの実施

「準備期間」に実施する事項

日ごろの労働衛生活動の総点検を行い、労働衛生水準の向上を図りましょう。

- ○健康管理の推進
- ○労働者の心の健康の保持増進のための指針に基づく メンタルヘルス対策の推進
- ○過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- ○労働衛生管理体制の確立と労働安全衛生マネジメント システムの確立を始めとした労働衛生管理活動の活性化
- ○作業環境管理の推進
- ○作業管理の推進
- ○労働衛生教育の推進
- ○職場における受動喫煙防止対策の推進
- ○粉じん障害防止対策の徹底
- ○職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の 推進
- ○熱中症予防対策の徹底
- ○電離放射線障害防止対策の徹底

- ○騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害 防止対策の徹底
- ○振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底
- ○VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインに おける労働衛生管理対策の推進
- ○化学物質の管理の推進
- ○石綿障害予防対策の徹底
- ○酸素欠乏症などの防止対策の推進
- ○心とからだの健康づくりの継続的、計画的な実施のため の体制の実施・充実
- ○快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成と推進
- ○職場におけるウイルス性肝炎に関する理解と取組の推進
- ○職場におけるHIV/エイズに関する理解と取組の推進
- ○東日本大震災に伴う復旧工事における労働衛生対策の 推進
- 主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会
- 協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働 災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、鉱業労働災害防止協会



主な取組事項・支援体制

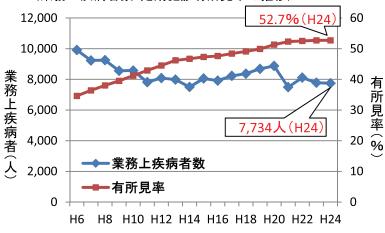
職場の健康診断実施 強化月間

健康診断の実施は事業者の義務です。

9月を「職場の健康診断実施 強化月間」として、 健康診断の実施の徹底、健診結果に基づく保健指導 など、労働者の健康管理を進めてください。

労働衛生の現状

(業務上疾病者数・定期健診有所見率の推移)



※各年度の業務上疾病発生状況、定期健康診断結果報告 などに関する統計結果を公表しています。

http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei11/index.html

メンタルヘルス対策支援センター

メンタルヘルス対策に関する事業者の取組を支援するために、都道府県にメンタルヘルス対策支援センターを設置しています。

http://www.rofuku.go.jp/yobo/mental/tabid/114/Default.aspx

こころの耳

厚生労働省では、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を開設し、職場におけるメンタルヘルス対策の促進を図っています。

http://kokoro.mhlw.go.jp/

携帯サイト (QRコード)



産業保健推進センター・地域産業保健センター

- ■産業保健推進センター 産業医などの産業保健スタッフへの専門的相談、 研修などを実施しています。
- ■地域産業保健センター 労働者数が50人未満の小規模事業場で働く人など を対象に、健康相談の実施などの産業保健サービ スを提供しています。

受動喫煙防止対策に関する支援事業

職場の受動喫煙防止に取り組む事業者を支援するために、喫煙室の設置に必要な経費の助成などの支援事業を行っています。今年度から助成金制度を拡充しています。

http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/jigy ousya/kitsuenboushi/

第8次粉じん障害防止総合対策

今年度から平成29年度までの5年間、第8次粉じん 障害防止総合対策を推進します。

腰痛予防対策

休業4日以上の職業性疾病のうち、6割を占める職場での腰痛。社会福祉施設での腰痛発生件数が大幅に増加しているため、今年度から指針を改定し、適用範囲を福祉・医療分野などに広げるとともに、腰に負担の少ない介護介助法を加えました。http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/youtsuushishin.html

熱中症予防対策の推進

9月も気温が高いことが予想されるため、通知 (5月21日)に基づいた、職場での熱中症対策を 推進してください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/h25necchuus hou.html

職場における化学物質管理について

化学物質を取り扱う事業場では、基本情報である SDS(安全データシート)を入手し、活用する ことが必要です。

http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anze neisei03.html

第12次労働災害防止計画

厚生労働省では、産業構造や社会情勢の変化などに対応し、労働者の安全と健康を確保するため、平成25年~29年の5年間を対象とする「第12次労働災害防止計画」を4月にスタートさせました。

全体目標として、平成29年までに、労働災害による死亡者数、死傷者数(休業4日以上)とも 15%(平成24年比)以上減少させることを掲げました。

また、「重点とする健康確保・職業性疾病対策」として、メンタルヘルス対策、過重労働対策 化学物質による健康障害防止対策、腰痛・熱中症予防対策、受動喫煙防止対策を掲げ、個別に 期間中の目標を設定しています。

平成25年度全国労働衛生週間説明会日程表

		日	時	会 場	所在地
	9月6日	(金)	13時30分~	指宿市民会館	指宿市東方
	9月10日	(火)	13時30分~	鹿児島総合卸商業団地協同組合	鹿児島市卸本町
鹿	9月11日	(水)	13時30分~	枕崎市市民会館	枕崎市千代田町
児島	9月12日	(木)	13時30分~	鹿児島県歴史資料センター 黎明館	鹿児島市城山町
署管内	9月13日	(金)	13時30分~	南さつま市総合保健福祉センター ふれあいかせだ いにしヘホール	南さつま市 加世田川畑
	9月17日	(火)	14時00分~	種子島建設会館	西之表市鴨女町
	9月18日	(水)	13時30分~	シーサイドガーデンさのさ	いちき串木野市 長崎町
	9月20日	(金)	10時00分~	屋久島環境文化村センター	屋久島町宮之浦
川内	9月12日	(木)	13時30分~	薩摩川内市国際交流センター	薩摩川内市天辰町
署管内	9月13日	(金)	14時~	出水市音楽ホール	出水市文化町
鹿屋	9月17日	(火)	13時30分~	鹿屋市中央公民館	鹿屋市北田町
署管内	9月18日	(水)	13時30分~	志布志交通安全協会	志布志市志布志町 志布志
加冶木	9月17日	(火)	14時~	伊佐市文化会館	伊佐市大口里
署管内	9月18日	(水)	14時~	加音ホール	姶良市加治木町
	9月6日	(金)	10時~	喜界町中央公民館	大島郡喜界町赤連
	9月10日	(火)	13時30分~	徳之島建設業会館	大島郡徳之島町亀津
名瀬署管内	9月12日	(木)	10時~	奄美振興会館	奄美市名瀬長浜町
7 管 内	9月18日	(水)	14時~	与論町中央公民館	大島郡与論町茶花
	9月19日	(木)	14時~	和泊町中央公民館	大島郡和泊町和泊
	9月25日	(水)	13時30分~	瀬戸内町中央公民館	大島郡瀬戸内町 古仁屋船津

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

政府が平成 25 年 6 月 14 日に閣議決定した「日本再興戦略」のロードマップにおいて「健診受診率の向上」が目標として掲げられています。今般、厚生労働省では、その目標達成のために、本年 9 月の健康増進普及月間に、健診受診率の向上などに向けた『健康づくり大キャンペーン』を開始することになりました。

その一環として、労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断及び 事後措置の実施を改めて徹底するため、本年度においては全国労働衛生 週間準備期間に合わせて、9月を「職場の健康診断実施強化月間」(以下 「強化月間」といいます。)と位置づけ、次の事項について集中的・重 点的な指導等を行うこととしています。

- 健康診断の実施徹底
- 健康診断実施後の事後措置の徹底
- 小規模事業場に対する地域産業保健事業の周知と活用の促進
- 高齢者の医療の確保に関する法律に基づくに基づく事業者から医療保険者への健康診断結果の情報提供に関する義務の周知

(労働基準部健康安全課)

健康づくり大キャンペーン

『いきいき健康大使』の任命 『健康づくり推進本部』の設置 を号令に健康づくり大キャンペーンを開始

平成25年秋(「健康増進普及月間(9月)」~)

- ○『いきいき健康大使』の任命
 - →各界で活躍するタレントが、各種健(検)診制度の枠を超えて各種イベントに参加
- ○『健康増進普及月間(9月)』の取組
 - →9月、10月に各自治体の創意工夫による各種イベントを実施 10月19日に長野県佐久市×厚生労働省のコラボイベントを実施
- ○『健康づくり推進本部』の設置
 - →厚生労働大臣を本部長とする省内横断的組織の設置

平成25年度におけるその他の取組例

- ○「政府広報」の実施を検討
- 〇「職場の健康診断実施強化月間(9月)」における職域での集中的な周知・啓発
- ○がん検診推進50%全国大会(10月)の開催
 - →体験談コンテスト最優秀賞受賞者の大臣表彰
- 〇『**健康寿命を延ばそうアワード**』による好事例の大臣表彰

平成26年度もより一層効果的なキャンペーンを展開

労働安全衛生法に基づく 健康診断を実施しましょう ~労働者の健康確保のために~

事業者は、労働安全衛生法第66条に基づき、労働者に対して、医師による健康診断を実施しなければなりません。また、労働者は、事業者が行う健康診断を受けなければなりません。

◆健康診断の種類◆

事業者に実施が義務づけられている健康診断には、以下のものがあります。

	健康診断の種類	健康診断の種類 対象となる労働者			
	雇入時の健康診断(安衛則第43条)	常時使用する労働者	雇入れの際		
	定期健康診断 (安衛則第44条)	常時使用する労働者(次項の特定業務従事者を除く)	1年以内ごとに1回		
般健	特定業務従事者の健康診断 (安衛則第45条)	労働安全衛生規則第13条第1項第2号(※1)に 掲げる業務に常時従事する労働者	左記業務への配置替えの際、 6月以内ごとに1回		
健康診断	海外派遣労働者の健康診断 (安衛則第45条の2)	海外に6ヶ月以上派遣する労働者	海外に6月以上派遣する際、 帰国後国内業務に就かせる際		
	給食従業員の検便 (安衛則第47条)	事業に附属する食堂または炊事場における 給食の業務に従事する労働者	雇入れの際、配置替えの際		

※1: 労働安全規則第13条第1項第2号に掲げる業務

- イ 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
- ロ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
- ハ ラジウム放射線、エツクス線その他の有害放射線にさらされる業務
- ニ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
- ホ 異常気圧下における業務
- へ さく岩機、鋲打機等の使用によつて、身体に著しい振動を与える業務
- ト 重量物の取扱い等重激な業務
- チ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
- リ 坑内における業務
- ヌ 深夜業を含む業務
- ル 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
- ヲ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに 準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務
- ワ 病原体によつて汚染のおそれが著しい業務
- カ その他厚生労働大臣が定める業務

また、次の有害な業務に常時従事する労働者等に対し、原則として、雇入れ時、配置替えの際及び6月以内ごとに1回(じん肺健診は管理区分に応じて1~3年以内ごとに1回)、それぞれ特別の健康診断を実施しなければなりません。

- ・屋内作業場等における有機溶剤業務に常時従事する労働者 (有機則第29条)
- ・鉛業務に常時従事する労働者 (鉛則第53条)
- ・四アルキル鉛等業務に常時従事する労働者 (四アルキル鉛則第22条)
- ・特定化学物質を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者及び過去に従事した在籍労働者(一部の物質に係る業務に限る)(特化則第39条)
- ・高圧室内業務又は潜水業務に常時従事する労働者(高圧則第38条)
- ・放射線業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入る者 (電離則第56条)
- ・除染等業務に常時従事する除染等業務従事者 (除染則第20条)
- ・石綿等の取扱い等に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務に常時従事する労働者及び過去に従事したことのある在籍労働者(石綿則第40条)
- 健じ ・常時粉じん作業に従事する労働者及び従事したことのある管理2又は管理3の労働者(じん肺法第3条、第7~10条) 注:じん肺の所見があると診断された場合には、労働局に健診結果とエックス線写真を提出する必要があります。
- よ歯 (歯科医師による健康診断) 健医 ・塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸
 - ・塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所に おける業務に常時従事する労働者 (安衛則第48条)

なお、VDT作業、騒音作業、重量物取扱い業務、身体に著しい振動を与える業務等の特定の業務については、 それぞれ特定の項目について、健康診断を実施するよう指針・通達等が発出されています。 詳細は、最寄りの 都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせいただき、労働者の健康管理に努めましょう。



殊

診

診師

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

◆一般健康診断の項目◆

雇入れ時健康診断及び定期健康診断の項目は、以下のとおりです。

雇入れ時の健康診断(安衛則第43条)	定期健康診断(安衛則第44条)
1 既往歴及び業務歴の調査 2 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 3 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査 4 胸部エックス線検査 5 血圧の測定 6 貧血検査(血色素量及び赤血球数) 7 肝機能検査(GOT、GPT、y-GTP)	 既往歴及び業務歴の調査 自覚症状及び他覚症状の有無の検査 身長^(※2)、体重、腹囲^(※2)、視力及び聴力の検査 胸部エックス線検査^(※2) 及び喀痰検査^(※2) 血圧の測定 貧血検査(血色素量及び赤血球数)^(※2) 肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP)^(※2)
8 血中脂質検査(LDLコレステロール, HDLコレステロール、血清トリグリセライド)9 血糖検査10 尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)	 8 血中脂質検査(LDLコレステロール, HDLコレステロール、血清トリグリセライド)(※2) 9 血糖検査(※2) 10 尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)
11 心重网烃本	11 心重网烃本(※2)

※2: 定期健康診断(安衛則第44条)における健康診断の項目の省略基準

定期健康診断については、以下の健康診断項目については、それぞれの基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは省略することができます。なお、「医師が必要でないと認める」とは、自覚症状及び他覚症状、既往歴等を勘案し、医師が総合的に判断することをいいます。したがって、以下の省略基準については、年齢等により機械的に決定されるものではないことに留意して下さい。

項目	医師が必要でないと認める時に左記の健康診断項目を省略できる者		
身長	20歳以上の者		
腹囲	 40歳未満(35歳を除く)の者 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者 BMIが20未満である者(BMI(Body Mass Index)=体重(kg)/身長(m)²) BMIが22未満であって、自ら腹囲を測定し、その値を申告した者 		
胸部エックス線検査	40歳未満のうち、次のいずれにも該当しない者 1. 5歳毎の節目年齢(20歳、25歳、30歳及び35歳)の者 2.感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている施設等で働いている者 3. じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている者		
喀痰検査	1. 胸部エックス線検査を省略された者2. 胸部エックス線検査によって病変の発見されない者又は胸部エックス線検査によって結核 発病のおそれがないと診断された者		
貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、 血糖検査、心電図検査	35歳未満の者及び36~39歳の者		

なお、特殊健康診断等については、それぞれの健診ごとに特別な健康診断項目が定められています。詳しくは 都道府県労働局又は労働基準監督署までお問い合わせください。

◆健康診断実施後の事業者の具体的な取組事項◆

1. 健康診断の結果の記録

健康診断の結果は、健康診断個人票を作成し、それぞれの健康診断によって定められた期間、保存しておかなくてはなりません。(安衛法第66条の3)

2.健康診断の結果についての医師等からの意見聴取

健康診断の結果に基づき、健康診断の項目に異常の所見のある労働者について、労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師(歯科医師による健康診断については歯科医師)の意見を聞かなければなりません。(安衛法第66条の4)

3. 健康診断実施後の措置

上記2による医師又は歯科医師の意見を勘案し必要があると認めるときは、作業の転換、労働時間の短縮等の適切な措置を講じなければなりません。(安衛法第66条の5)

4. 健康診断の結果の労働者への通知

健康診断結果は、労働者に通知しなければなりません。(安衛法第66条の6)

5. 健康診断の結果に基づく保健指導

健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要がある労働者に対し、医師や保健師による保健指導を行うよう努めなければなりません。(安衛法第66条の7)

6. 健康診断の結果の所轄労働基準監督署長への報告

健康診断(定期のものに限る。)の結果は、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。(安衛 則44条、45条、48条の健診結果報告書については、常時50人以上の労働者を使用する事業者、特殊健診の結果報 告書については、健診を行った全ての事業者。)(安衛法第100条)

このリーフレットについてのご質問は、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署までお問い合わせください。(2013.03)

労働安全衛生法に基づく 健康診断実施後の措置について



	健康診断個人票				
	健診年月日	〇年 〇月〇〇日			
	医師の診断	要観察			
	健康診断を実施した 医師の氏名®	00 00			
	医師の意見	就業制限 時間外労働の制限			
,	意見を述べた医師の 氏名卿	00 00			

● 健康診断実施後の措置

働く方が職業生活の全期間を通して健康で働くことができるようにするためには、事業者が働く方の健康状態を的確に把握し、その結果に基づき、医学的知見を踏まえて、働く方の健康管理を適切に講ずることが不可欠です。

そのため、事業者は、健康診断の結果、異常の所見があると 診断された労働者について、当該労働者の健康を保持するため に必要な措置について医師等の意見を聴取し、必要があると認 めるときは当該労働者の実情を考慮して、

- ① 就業場所の変更
- ② 作業の転換
- ③ 労働時間の短縮
- ④ 深夜業の回数の減少等の措置を講ずる
- 等、適切な措置を講じなければなりません。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

● 健康診断の種類

(法: 労働安全衛生法)

一般健康診断(定期健康診断、特定業務従事者の健康診断 ^{※1} 等)	法第66条第1項
特殊健康診断(有機溶剤健康診断等)	法第 66 条第 2 項
歯科医師による健康診断	法第 66 条第 3 項
自発的健康診断	法第 66 条の 2
その他の健康診断	法第66条第4項、第5項ただ し書き

※1 労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務に従事する労働者に対する健康診断

健康診断の実施とその後の手順等

健康診断の実施

一般健康診断等

(法第66条第1項~第4項)

自発的健康診断

(法第66条の2)

法第66条第5項ただし書きの 規定による健康診断 医師等による診断区分の決定

診断区分 (一例)

異常なし 要観察

要医療

健康診断結果の通知 (法第66条の6)

労働者自らが自主的に健康管理に取り組 めるよう、労働者に健康診断結果を通知し なければならない。

一定の健診項目に異常の所 見があると診断された労働 者が受診

二次健康診断※3

労働者には、二次健康診断の結果を 事業者に提出するよう働きかけることが適当。

※3 労働者災害補償保険法第26 条第2項第1号の規定に基づく二次健康診断

保健指導 (法第66条の7)

一般健康診断等の結果、特に健康の 保持に努める必要があると認める労 働者に対して医師又は保健師による 保健指導を行うよう努める。 異常の所見があると 診断された場合

健康診断の結果についての医師等 からの意見聴取※2 (法第66条の4)

就業区分		就業上の措置の内容	
区分	内容		
通常 勤務	通常の勤務でよ いもの	_	
就業制限	勤務に制限を加 える必要のある もの	勤務による負荷を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる。	
要休業	勤務を休む必要 のあるもの	療養のため、休暇、休職等により一定期間勤務させない措置を講じる。	

※2 産業医の選任義務のない小規模事業場(労働者数50人未満の事業場)においては、労働者の健康管理等に関し、医師等が相談等に無料で応じる地域産業保健センターを活用することによって、健康診断の結果についての医師等からの意見聴取を実施することが適当です。

「地域産業保健センターについてのご案内」

http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/08 0123-2.html

健康診断実施後の措置 (法第66条の5)

- 医師等からの意見を勘案し、その必要があると認めるときは、 当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、 労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずる。
- 〇 作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備
- 医師等の意見の衛生委員会等への報告 等

9月は「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」です

鹿児島労働局では、粉じん障害防止対策をより一層推進するため、平成 25 年度から平成 29 年度までの間を実施期間とする「第8次粉じん障害防止総合対策」を策定し、その中において、全国労働衛生週間準備期間の 9 月を「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」として、粉じんの有害性及び粉じん障害防止対策等に関する関係者の意識高揚、自主的な粉じん障害防止対策実施の活性化を目的に、パトロールの実施等、当該期間中における各種行事の開催をお願いしています。

なお、上記総合対策並びに重点事項の具体的な取り組み内容「粉じん障害を防止するため事業場が重点的に講ずべき措置」については、平成25年7月31日付け「第8次粉じん障害防止総合対策の推進について」により、22関係団体、事業者団体の長あてにお願いしています。

- ①アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業に係る粉じん 障害防止対策
- ②金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策
- ③ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- ④土石採取業に係る粉じん障害防止対策
- ⑤離職後の健康管理

(労働基準部健康安全課)

(別記関係団体、事業者団体の長) 殿

鹿児島労働局長

第8次粉じん障害防止総合対策の推進について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、粉じん障害の防止に関しては、粉じん障害防止規則(昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。)が全面施行された昭和56年以降、同規則の周知徹底及びじん肺法(昭和35年法律第30号)との一体的運用を図るため、これまで7次にわたり、粉じん障害防止総合対策を推進してきたところであります。

その結果、当局におけるじん肺新規有所見労働者の発生数は、当該総合対策を重ねる度に順調に減少を続け、過去3次の総合対策においては、第5次総合対策期間中には27人の新規有所見者が発生しましたが、第6次総合対策期間中には7人、第7次総合対策期間中には金属製品製造業で1人(管理区分2)が発生したのみで、対策の成果は確実にあがっています。

また、近年実施した調査結果等を踏まえ、屋外におけるアーク溶接作業と屋外における 岩石等の裁断等作業においては、屋内で行う場合と同等の粉じんばく露のおそれがあるこ とが認められたことから、これらの作業における粉じん障害防止措置を強化するため、粉 じん則及びじん肺法施行規則(昭和35年労働省令第6号)の一部を改正し、平成24年 4月から施行されたところであります。

以上の状況を踏まえ、別紙のとおり、当局における第8次粉じん障害防止総合対策を策 定し推進することといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、本総合対策の趣旨を御理解いただき、会員その他関係事業場に対する本総合対策の周知とともに、本総合対策のうち、「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」の実施につき、特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

関係団体•事業者団体一覧

	団 体 名		
1	公益社団法人 鹿児島県労働基準協会		
2	建設業労働災害防止協会鹿児島県支部		
3	陸上貨物運送事業労働災害防止協会鹿児島県支部		
4	林業•木材製造業労働災害防止協会鹿児島県支部		
5	鉱業労働災害防止協会砕石鹿児島県支部		
6	港湾貨物運送事業労働災害防止協会鹿児島支部		
7	鹿児島県建築協会		
8	鹿児島県建設業協会		
9	鹿児島県自動車車体整備協同組合		
10	独立行政法人 労働者健康福祉機構鹿児島産業保健推進センター		
11	鹿児島県電設協会		
12	鹿児島県管工事業協会		
13	鹿児島県鉄構工業会		
14	鹿児島県機械製缶工業会		
15	日本溶接協会鹿児島県支部		
16	鹿児島県建設鉄工協同組合		
17	鹿児島県精密板金工業会		
18	鹿児島県鉄筋業組合		
19	鹿児島県板金塗装工業協同組合		
20	鹿児島県板金工業組合		
21	鹿児島県鋼橋梁建設工事協会		
22	鹿児島県自動車整備振興会		

第8次粉じん障害防止総合対策

鹿児島労働局

第1 目的

事業者は、粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則(昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。)及びじん肺法(昭和35年法律第30号)の各規定に定める措置を講じなければならない。また、これらの措置はもとより、より防護係数の高い呼吸用保護具の使用等、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進することが望まれる。

本総合対策は、これら事業者が講じなければならない措置等の実施を推進するため、じん肺新規有所見労働者の発生状況、7次にわたる粉じん障害防止総合対策の推進状況等を踏まえ、対策の重点事項及び労働基準行政が実施する事項を定めるとともに、事業者が講じなければならない措置等のうち、重点事項として今後5年間に事業者が特に実施すべき措置を、「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」(以下「講ずべき措置」という。)として示し、その周知及び当該措置の実施の徹底等を図ることにより、粉じん障害防止対策のより一層の推進を図ることを目的とする。

第2 総合対策の推進期間

平成25年度から平成29年度までの5か年とする。

第3 総合対策の重点事項

当局におけるじん肺新規有所見労働者の発生状況(じん肺法第12条(事業者によるエックス線写真等の提出)による。)は、第5次総合対策期間中は27人の新規有所見者が発生したが、第6次総合対策期間中は7人、第7次総合対策期間中は金属製品製造業で1人(管理区分2)が発生したのみで、大幅に減少している。

しかしながら、アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業においては、粉じん 則等が改正され、平成24年4月に施行されたが、未だ当該作業に係る有害性 の認識がない事業場が認められること、金属等の研磨作業は全国においては、 当該作業に係るじん肺新規有所見労働者の占める割合が高いこと、ずい道等 建設工事においては、近年、新たな工法の普及、機械の大型化等により粉じ んの発生の態様が多様化している中、当該建設工事における粉じん障害防止 対策を引き続き推進する必要があること、第7次総合対策で局独自の重点事 項とした土石採取業については、自主点検の結果から、各点検項目において 格段の向上が認められたが、今後、さらなる向上が認められるものと思料さ れることから、引き続き粉じん障害防止対策を推進する必要がある。また、 離職時又は離職後にじん肺所見が認められる労働者の健康管理を引き続き推 進する必要があること等から、次の事項を重点とする。

① アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策

- ② 金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策
- ③ ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- ④ 土石採取業に係る粉じん障害防止対策
- ⑤ 離職後の健康管理

第4 労働基準行政の実施事項

鹿児島労働局及び各労働基準監督署の実施事項

次の事項に留意して推進する。

(1) 自主点検、集団指導、個別指導及び監督指導等の実施

自主点検、集団指導、個別指導、監督指導等の各種行政手法を効率 的に組み合わせ、「講ずべき措置」をはじめとして、粉じん則及びじん 肺法の各規定に定める措置の必要な事項について、効果的に周知徹底 を図る。

また、監督指導の結果、重大・悪質な法令違反が認められた場合は、 司法処分として送検することを含め、厳正な措置を講じる。

さらに、事業者に対して健康管理手帳制度を周知すること等により、 離職するじん肺有所見労働者に対する健康管理対策の推進を図るとと もに、健康管理手帳交付対象者に対して当該手帳交付時に、健康管理 に係る留意事項等を十分指導する。

(2) 計画の届出の徹底、適正な審査及び実地調査の実施

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第88条に基づく計画の届出の徹底を図り、その適切な審査及び実地調査を行う。

また、「ずい道等の建設等の仕事」に係る計画の届出がなされた際には、平成12年12月26日付け基発第768号の2「ずい道等建設工事における粉じん対策の推進について」において示された「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に沿った計画となっているか確認し、必要な指導を行う。

(3) 電動ファン付き呼吸用保護具の使用勧奨

電動ファン付き呼吸用保護具は、粉じん則等において、特定の作業 に労働者を従事させる場合に着用させることが義務付けられているが、 その性能の高さから、当該特定の作業以外においても、その活用が望 ましいことに鑑み、上記(2)及び(3)の指導・審査時等において、 事業者に対して電動ファン付き呼吸用保護具の着用について勧奨する。

(4) 関係団体等に対する指導等の実施

ア 労働災害防止団体、事業者団体等に対する指導・要請等

労働災害防止団体の県支部、関係事業者団体等を通じて、構成事業場に対し、「講ずべき措置」をはじめとして、粉じん則及びじん肺法の各規定に定める措置の内容の周知徹底及び健康管理手帳制度の周知を指導する。

また、関係事業者団体に対して、「講ずべき措置」の実施状況を確認する自主点検を実施すること及び当該自主点検結果に基づき、構成事業者に対し必要な粉じん障害防止対策を自主的に実施することを要請する。

さらに、必要に応じて、労働災害防止団体、関係事業者団体等が 行う、粉じん作業を有する会員事業場への普及啓発活動の場を活用 して粉じん対策に関する説明を行う等の連携を図る。

イ 粉じん障害防止総合対策推進強化月間等を通じた啓発活動の実施

(ア) 粉じん障害防止総合対策推進強化月間

粉じん障害防止対策を効果的に推進するためには、粉じんの有害性及び粉じん障害防止対策等に関する関係者の意識を高揚させ、自主的な粉じん障害防止対策の実施の活性化を図ることが重要である。

このため、全国労働衛生週間準備期間の9月を「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」とし、関係団体等に対し、構成事業場へのパトロールの実施等、当該月間中における各種行事の開催を要請する。

(イ) 粉じん対策の日

粉じん作業を有する事業場に対し、呼吸用保護具の点検、局所排気装置等の点検、たい積粉じん除去のための清掃等を定期的に実施させ、その定着を図るため、毎月特定の日を「粉じん対策の日」として設定するよう指導する。

(5) ずい道等建設工事の発注者に対する要請の実施

ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策の実効を期すためには、工事発注者が粉じん障害防止対策の重要性を理解し、必要な措置を講ずることが重要である。このため、国の出先機関及び地方公共団体等との間の発注機関連絡会議等を通じて、ガイドラインに基づく対策を実施するための措置について要請を行うとともに、建設業労働災害防止協会が、最近の新たな技術の動向も踏まえて旧版に替わり策定した「新版ずい道等建設工事における換気技術指針」(平成24年3月)についても、必要に応じ、参照するよう周知する。

(6) 中小規模事業場への支援

署においては、中小規模事業場に対して、産業保健推進センターに おける産業保健相談事業又は地域産業保健センターにおける健康相談 事業等の活用を図るよう指導する。

また、局においては、署及び対象事業場等の要望に応じ、粉じん対 策指導委員等による必要な技術的援助を行う。

粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置

鹿児島労働局

第1 趣旨

事業者は、粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則(昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。)及びじん肺法(昭和35年法律第30号)の各規定に定める措置を講じなければならない。また、これらの措置はもとより、より防護係数の高い呼吸用保護具の使用等、粉じんによる健康障害防止のための自主的取組を推進することが望まれる。

本「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」は、これら事業者が講じなければならない措置等のうち事業者が特に実施すべき事項及び当該事項の実施を推進するために必要な措置をとりまとめたものである。なお、近年実施した調査結果等を踏まえ、屋外におけるアーク溶接作業及び岩石等の裁断等作業においては、当該作業における粉じん障害防止対策を強化するため、粉じん則及びじん肺法施行規則(昭和35年労働省令第6号)が改正され、平成24年4月に施行されたこと、金属等の研磨作業は、じん肺新規有所見労働者の占める割合が高いこと、ずい道等建設工事においては、当該建設工事における粉じん障害防止対策を引き続き推進する必要があること、また、離職時又は離職後にじん肺所見が認められる労働者の健康管理を引き続き推進する必要があること等から、第8次粉じん障害防止総合対策においては、「アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業」、「金属等の研磨作業」、「ずい道等建設工事」、「土石採取業」及び「離職後の健康管理」を重点事項として、これら事項において事業者が重点的に講ずべき措置について記述している。

第2 具体的実施事項

- 1 アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策
- (1) 改正粉じん則及び改正じん肺法施行規則の内容に基づく措置の徹底

事業者は、粉じん則の改正(平成24年4月1日施行)により、屋外での金属をアーク溶接する作業が、粉じん則第23条(休憩設備)の規定の適用を受けることとなったので、この措置を確実に講じること。併せて、じん肺法施行規則の改正(平成24年4月1日施行)により、金属をアーク溶接する作業について、屋外でのみ行う者やその大半が屋外であり屋内での作業に常時性が認められない者に対しても、じん肺法に定める健康診断を実施し、また、これらの者に関する、じん肺法施行規則第37条に定める健康管理実施状況報告を提出する必要があるので、これらの措置を確実に講じること。

また、事業者は、アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業が、じん肺にかかるおそれがある「粉じん作業」であることを認識するとともに、

労働者に対し、当該作業が粉じん作業であり、当該作業に従事する労働者は有効な呼吸用保護具を使用する必要があること等の周知徹底を図るため、その要旨を記したものを、アーク溶接等の作業場の見やすい場所への掲示、粉じん障害防止総合対策推進強化月間及び粉じん対策の日を活用した普及啓発等を実施すること。

なお、当該事項の周知徹底については、衛生委員会等も活用すること。

(2) 局所排気装置、プッシュプル型換気装置等の普及を通じた作業環境の 改善

事業者は、屋内でアーク溶接作業を行う場合、粉じん則第5条に基づき、全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならないこと。この措置に当たっては、より効果的に粉じんの発散防止を図るため、局所排気装置、プッシュプル型換気装置、ヒューム吸引トーチ等が望ましいため、その使用を推進すること。

(3) 呼吸用保護具の着用の徹底及び適正な着用の推進

事業者は、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるため、次の措置を講じること。

ア 保護具着用管理責任者の選任

作業場ごとに、「保護具着用管理責任者」を、衛生管理者、安全衛生推進者又は衛生推進者等労働衛生に関する知識、経験等を有する者から選任すること。

イ 呼吸用保護具の適正な選択、使用及び保守管理の推進

平成17年2月7日付け基発第0207006号「防じんマスクの選択、使用等について」に基づき、「保護具着用管理責任者」に対し、次の適正な選択、使用及び保守管理を行わせること。

- ① 呼吸用保護具の適正な選択、使用、顔面への密着性の確認等に関する指導
- ② 呼吸用保護具の保守管理及び廃棄
- ③ 呼吸用保護具のフィルタの交換の基準を定め、フィルタの交換日等を記録する台帳を整備すること等フィルタの交換の管理

ウ 電動ファン付き呼吸用保護具の使用について

電動ファン付き呼吸用保護具は、防じんマスクと比べて、一般的に 防護係数が高く労働者の健康障害防止の観点からより有用であるこ とから、その着用が義務付けられている特定の作業以外の作業におい ても、その防護係数等の性能を確認した上で、これを着用することが 望ましいため、その着用を推進すること。

(4) 健康管理対策の推進

ア じん肺健康診断の実施の徹底

事業者は、じん肺法に基づき、じん肺健康診断を実施し、毎年じん肺健康管理実施状況報告を提出すること。また、事業者は、じん肺健

康診断の結果に応じて、当該事業場における労働者の実情等を勘案しつつ、粉じんばく露の低減措置又は粉じん作業以外の作業への転換措置を行うこと。

イ じん肺有所見労働者に対する健康管理教育等の推進

事業者は、じん肺有所見労働者のじん肺の増悪の防止を図るため、 産業医等による継続的な保健指導を実施するとともに、「じん肺有所 見者に対する健康管理教育のためのガイドライン」に基づく健康管理 教育を推進すること。

さらに、じん肺有所見労働者は、喫煙が加わると肺がんの発生リスクがより一層上昇すること、一方、禁煙により発生リスクの低下が期待できることから、事業者は、じん肺有所見労働者に対する肺がんに関する検査の実施及びじん肺有所見労働者に対する積極的な禁煙の働きかけを行うこと。

(5) じん肺に関する予防及び健康管理のための教育の徹底

事業者は、アーク溶接作業に常時従事する労働者に対して、じん肺法第6条に基づき、じん肺に関する予防及び健康管理のために必要な教育を実施しなければならないこと。この教育は、粉じん則第22条に定める特別教育の科目に準じて実施すること。

2 金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策

(1) 特定粉じん発生源に対する措置の徹底等

事業者は、金属等の研磨作業に係る特定粉じん発生源(粉じん則別表第2に掲げる箇所をいう。以下同じ。)については、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置の設置の措置等を講じるとともに、粉じん則第10条に基づき、除じん装置を設置すること。

(2) 特定粉じん発生源以外の粉じん作業に係る局所排気装置等の普及を通じた作業環境の改善

事業者は、屋内で手持式又は可搬式動力工具を用いて金属等の研磨作業を行う場合には、第2の1の(2)と同様の措置が望ましいため、その実施を図ること。

(3) 局所排気装置等の適正な稼働並びに検査及び点検の実施

ア 局所排気装置等における検査・点検責任者の選任

事業者は、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は除じん装置のそれぞれの設備ごとに、局所排気装置等の定期自主検査者講習を修了した者から「検査・点検責任者」を選任すること。

イ 局所排気装置等の検査及び点検の実施

事業者は、選任した「検査・点検責任者」に対し、局所排気装置、 プッシュプル型換気装置又は除じん装置について、定期自主検査及び 点検を行わせるとともに、当該検査・点検の結果に基づく補修等の必 要な措置を講じること。

(4) 作業環境測定の実施及びその結果の評価に基づく措置の徹底

事業者は、粉じん則第26条及び第26条の2に基づき、作業環境測定を実施するとともに、作業環境評価基準(昭和63年労働省告示第79号)に基づき評価し、第3管理区分又は第2管理区分に区分された作業場については、施設、設備、作業工程及び作業方法の点検を行い、その結果に基づき、作業環境を改善するために必要な措置を講じること。

(5) 特別教育の徹底

事業者は、特定粉じん作業(粉じん発生源が特定粉じん発生源である粉じん作業をいう。)に常時従事する労働者に対し、粉じん則第22条に基づき、特別教育を実施すること。

(6) 呼吸用保護具の着用の徹底及び適正な着用の推進

局所排気装置等の設置を要しない場合には、事業者は、第2の1の(3) と同様の措置を講じること。

(7) たい積粉じん対策の推進

ア たい積粉じん清掃責任者の選任

事業者は、粉じん則第 24 条に基づく粉じん作業を行う場所の清掃を行う責任者として、「たい積粉じん清掃責任者」を選任すること。

イ たい積粉じん除去のための清掃の推進

事業者は、選任した「たい積粉じん清掃責任者」の指揮の下で、毎日の清掃及び1月に1回以上、定期に、たい積粉じん除去のための清掃を行わせること。

(8) 健康管理対策の推進

事業者は、第2の1の(4)と同様の措置を講じること。

3 ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策

(1) ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインに基づく 対策の徹底

事業者は、平成 12 年 12 月 26 日付け基発第 768 号の 2 「ずい道等建設工事における粉じん対策の推進について」において示された「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に基づくその措置を講じること。また、必要に応じ、建設業労働災害防止協会の「新版ずい道等建設工事における換気技術指針」(平成 24 年 3 月)も参照すること。

特に、次の作業において、労働者に着用させなければならない呼吸用 保護具は電動ファン付き呼吸用保護具に限られることに留意すること。 また、その使用に当たっては、粉じん作業中にファンが有効に作動する ことが必要であるため、予備電池の用意や休憩室での充電設備の備え付 け等を行うこと。

- ① 動力を用いて鉱物等を掘削する場所における作業
- ② 動力を用いて鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業
- ③ コンクリート等を吹き付ける場所における作業

なお、事業者は、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 88 条に基づく「ずい道等の建設等の仕事」に係る計画の届出を厚生労働大臣 又は労働基準監督署長に提出する場合には、ガイドライン内記載の「粉じん対策に係る計画」を添付すること。

(2) 健康管理対策の推進

事業者は、第2の1の(4)と同様の措置を講じること。

(3) 元方事業者の講ずべき措置の実施の徹底等

元方事業者は、ガイドラインに基づき、粉じん対策に係る計画の調整、 教育に対する指導及び援助、清掃作業日の統一、関係請負人に対する技 術上の指導等を行うこと。

4 土石採取業における粉じん障害防止対策

(1) 呼吸用保護具の着用の徹底及び適正な着用の推進

第2の1の(3)と同様の措置を講じること。

(2) 健康管理対策の推進

第2の1の(4)と同様の措置を講じること。

5 その他の粉じん作業又は業種に係る粉じん障害防止対策

事業者は、その他の粉じん作業又は業種についても、作業環境測定の結果、新規有所見者の発生数、職場巡視の結果等を踏まえ、上記の措置に準じて、粉じん障害防止対策を推進すること。

6 離職後の健康管理

事業者は、粉じん作業に従事し、じん肺管理区分が管理2又は管理3の離職予定者に対し、「離職するじん肺有所見者のためのガイドブック」(平成23年3月)(以下「ガイドブック」という。)を配付するとともに、ガイドブック等を活用し、離職予定者に健康管理手帳の交付申請の方法等について周知すること。

その際、特に、じん肺合併症予防の観点から、積極的な禁煙の働きかけを行うこと。なお、定期的な健康管理の中で禁煙指導に役立てるため、粉じん作業に係る健康管理手帳の様式に、喫煙歴の記入欄があることに留意すること。

また、事業者は、粉じん作業に従事させたことがある労働者が、離職により事業者の管理から離れるに当たり、雇用期間内に受けた最終のじん肺健康診断結果証明書の写し等、離職後の健康管理に必要な書類をとりまとめ、求めに応じて労働者に提供すること。